

## 登 録 要 件

県民活動団体として登録するには、活動内容が次に掲げる条件を満たす必要があります。

- 営利を目的としない、県民の自主的、主体的な社会参加活動であること
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であること
- 組織的かつ継続的に行われる活動であること
- **宗教活動を目的としない活動**であること  
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない活動であること
- **政治活動を目的としない活動**であること  
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としない活動であること
- **選挙活動を目的としない活動**であること  
特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない活動であること
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）の活動でないこと
- 暴力団等又はその構成員（暴力団等の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体の活動でないこと
- 以下に掲げるいずれかの形態で活動を行っていること
  - 【NPO 活動】  
NPO 法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動
  - 【ボランティア活動】  
個人又は志を共にするグループが自発的な意思に基づいて他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動
  - 【コミュニティ活動】  
地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動（町内会、自治会、子ども会、青年団、婦人会などは、広く社会参加活動、公益活動を行っている団体のみが対象。）
- 法令に反する活動でないこと
- 公序良俗に反する活動でないこと
- 犯罪的行為を誘発するおそれのある活動でないこと
- 第三者に損害又は不利益を与える活動でないこと
- 第三者を誹謗中傷する活動でないこと